

令和4年4月7日

事業主・衛生管理担当者 各位

一般社団法人 池袋労働基準協会

衛生推進者養成講習のご案内

常時10人以上50人未満の労働者（派遣社員・パート等を含みます）を使用されている一定の業種の事業場については、労働安全衛生法第12条の2に基づいて、衛生推進者を事業場ごとに選任し、衛生にかかる業務を担当させる必要があります。

また、労働安全衛生法が改正され、時間外・休日労働が月間100時間を超える労働者に対して医師による面接指導の実施が義務付けられ、衛生推進者の役割は増す一方かと思われま

す。この衛生推進者について、当協会では下記のとおり養成講習を実施いたします。この機会にまだ選任をすまされていない事業場につきましては、ぜひ受講いただきたくご案内申し上げます。

衛生推進者等を選任すべき業種

常時使用する労働者が10人以上50人未満である**下記以外**の業種については、衛生推進者の選任が必要です（※下記業種は、安全衛生推進者の選任が必要です。）

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、旅館業、ゴルフ場業、燃料小売業

記

開催日時 令和4年7月13日（水） 午前10時～午後4時30分
※当講習は労働安全衛生規則により、必要とされる講習時間が厳格に定められているため、遅刻早退等により必要講習時間未達の場合は、修了証をお出しすることができませんのでご承知おきください。

開催場所 池袋労働基準協会 研修室
豊島区池袋1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階（案内図参照）

講習科目 厚生労働省労働基準局長が定めるカリキュラムに基づく

講師 労働衛生コンサルタント 土戸 善博 氏

定員 15名（定員になり次第、締め切らせていただきます）

受講料 協会員 7,000円（消費税込）

※協会員様のテキスト代1,100円は協会が助成しております。

非協会員 8,100円（消費税・テキスト代込）

※受講申込書受付後、受講料お支払のご案内を兼ねました受講票をFAXにて受講者の方宛にお送りいたします。

お申込方法 受講申込書にご記入の上、当協会宛FAX(03-3988-6366)にて7月6日（水）までにお申し込みください。

お問い合わせ 一般社団法人 池袋労働基準協会

〒170-0014 豊島区池袋1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階

TEL 03-3988-6344 FAX 03-3988-6366

一般社団法人 池袋労働基準協会 宛

お申込み先 F A X 番号 03-3988-6366

衛生推進者養成講習受講申込書 令和4年7月13日(水)開催			
ふりがな 受講者氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日生
事業場名			
事業場所在地	〒		
	TEL	FAX(必須)	
所属部署・職名			
労働者数	人	業種	

※新型コロナウイルス感染状況により中止となる場合がございます。その際には、別途お知らせ申し上げます。

《開催場所案内図》

池袋駅北口より徒歩約10分

※駐車場はありませんので、お車でのお越しはご遠慮ください

